

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	農地保有合理化法人機能強化事業基金
法人名	社団法人 全国農地保有合理化協会
基金額(国庫補助金等相当額)	3,405百万円(3,405百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 都道府県段階の農地保有合理化法人の業務体制の整備、強化に要する経費の一部を助成

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 平成21年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納 ○ 平成21年度をもって基金事業を廃止し、国からの補助金の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成21年度に事業を終了する。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	(目標)「農業構造の展望(平成27年)」における、「効率的かつ安定的な農業経営」への農地の利用集積の促進 (目標値)農地面積の7~8割程度の利用集積
目標達成度の評価	○ 平成19年度末における「効率的かつ安定的な農業経営」への農地の利用集積は、全農地面積の45%となっている。 よって、この時点で目標の6~7割程度(当年度に集積されるべき面積の100%~94%)を達成しているところである。
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 ÷ (事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額 + 国庫返納予定額) = 3,405百万円 ÷ (705百万円 + 2,700百万円) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額: 平成19年度末の基金額: 3,405百万円 事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額: 705百万円 国庫返納予定額: 2,700百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。